

商品概要説明書

年金予約定期貯金

(平成28年1月18日現在)

| | |
|--|---|
| 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> 年金予約定期貯金 〔愛称：〇〇定期〕 |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> 個人 ※当JAに、年金予約申込書をご提出いただいた方、ただし公的年金受給権の発生していない方に限ります。 |
| 期間 | <ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年（年金受給後の満期まで）。 【預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。】注）全顧客非自継とするJAは削除する |
| 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）限度額 | <ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1円以上 1円単位 〇〇円 |
| 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> 預入時の店頭表示の利率（スーパー定期）に〇.〇%を上乗せし、年金受給開始後に最初に到来する満期日まで適用します。 【自動継続の場合についても、継続日の店頭表示利率（スーパー定期）に〇.〇%上乗せします。】注）全顧客非自継とするJAは削除する 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 窓口にお問い合わせください。 |
| 手数料 | — |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、〇.〇%の上乗せ金利の適用は行わず、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入機間が6か月未満 解約日における普通貯金利率 （2）預入機間が6か月以上1年未満 預入日（または自動継続日）の店頭表示利率（スーパー定期）×50% ただし、（1）および（2）の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 |
| 貯金保険制度（公的制度） | <ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p> | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）またはCSR対策室（電話：0282-20-8838）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所（電話：028-616-8555）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <p>埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> |
| <p>その他参考となる 事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAしもつけ